

第1回 久留米市入札監視委員会議事概要

開催日 ・ 場所	令和 8 年 7 月 21 日（火） 15：30～17：00 久留米市本庁舎 13 階 1301 会議室	
出席委員名	西野 恵子 （社会保険労務士）（委員長） 石橋 信好 （税理士） 大野 智恵美（弁護士） 松本 博 （久留米大学法学部教授）	
議事対象 期間	令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日	
抽出案件	一般競争入札：2 件、指名競争入札：2 件	
2 入札・契約状況報告		
（1）令和 7 年度入札・契約実績		
	意見及び質問	回答
	・ 令和 6 年度、7 年度を比較して極端に 7 年度は実績が低くなっている。毎年工事予算は同じくらいの金額で組まれているはずなのに、なぜ極端に低くなっているのか。 ・ 水道管の工事は、水道施設それとも土木なのか。 ・ 随意契約の選考で、入札で辞退した場合や素行が悪いところは、随意契約から外すというような制裁措置はあるのか。	・ 予算の確保は、毎年一定ではなく、必要となる工事について 3 月議会で翌年度の予算を確定させる。建築において大きな差が生じているが、令和 6 年度は、諏訪中学校の改築工事が 22～23 億くらいの契約額であったことが影響している。管は、空調関係で令和 6 年度、国の補正予算もあり、学校関係の設備改修が進んだ。令和 7 年度は、若干落ち着いてきている。 ・ 水道管の工事は、水道施設で発注している。 ・ そのような規定はない。
（2）指名停止措置等について		
	意見及び質問	回答
	・ 案件 4 と案件 5 が同じ会社でそれぞれの指名停止期間が重なっている部分があるがこれでよいのか。 ・ 別々の案件なので別々に計算して最初の方のペナルティが終わったら次のペナルティを課するという方が社会常識としては妥当。単なる足し算の問題ではなく同じ期間にやら	・ 久留米市の規約において、指名停止の開始日は、決定の日からという形になっており 2 件の指名停止がある場合、このような形となる。 ・ それぞれ別々の案件を請け負って、両方とも履行期間内に完了しなかった。最初の件については、規定どおりの 3 か月を適用。2 つ目の案件は同時期に工期を守らなかった事案。指名停止

第5号様式（第10条関係）

	かしているのだから重加算で、足し算よりもっとプラスし、足し算プラス1.5にするくらいにするのがペナルティの妥当性なのではないか。委員として願う。 ・案件3は、水増し請求で返還予定だが返されなかった場合、また指名停止とかになるのか。	の期間は、2回目となることから最長の4カ月を適用している。委員からの意見を参考にし、検討していく。 ・一度その案件で処分した場合の追加というのはない。新たな事案が生じれば再度検討することとなる。
3 入札参加資格・指名理由等の審議		
(1) 三潯校区下水道管渠布設(ハヤニシ公園西)21 工区工事 【一般競争入札】		
	意見及び質問	回答
	・JVの場合、構成企業が分かるような資料作成をして欲しい。	・善処する。
(2) 久留米市総合福祉会館空調改修機械設備工事 【一般競争入札】		
	意見及び質問	回答
	・質疑等なし	—
(3) 安武校区下水道管渠移設(久留米柳川線バイパス) 工事 【指名競争入札】		
	意見及び質問	回答
	・応札した4者というのは、全て工事箇所の近くの事業者なのか。	・落札された事業者は山本校区で、市の東の方。それ以外の事業者は、安武・荒木の事業者で工事現場に近いところ。
(4) 高良台交差点道路改良(その2) 工事 【指名競争入札】		
	意見及び質問	回答
	・質疑等なし	—